



平成 15 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 ピープルスタッフ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 日比野 三吉彦
[コード番号：2324]
お問合せ先 常務取締役 佐々木 邦子
電 話 番 号 052 - 953 - 5339

企業向け『セクハラ・セミナー』開催のお知らせ

人材派遣業の東海地区大手であるピープルスタッフ株式会社は、企業内相談窓口担当者を対象とした「セクシュアル・ハラスメントセミナー」を7月25日（金）に開催いたします。

1999年4月に改定された男女雇用機会均等法により、事業主がセクハラ防止のために配慮すべき項目として、(1)事業主の方針の明確化と周知・啓発 (2)相談・苦情への対応 (3)事後の迅速・適切な対応等、事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられました。しかしながら、セクハラに対する十分な知識や経験がないため、セクハラ防止措置を講じていない企業や、セクハラ相談窓口は設置したものの十分な担当者教育が出来ないため、形骸化している企業が少なくないのが現状です。

派遣スタッフの大半が女性である当社では、派遣就業中のスタッフからセクハラに関する相談や苦情を受けることも多く、法律の施行以前より、セクハラ問題には高い関心を持ち、ノウハウを蓄積してまいりました。また、1998年には社会貢献の一環として、一般の方を対象とした「セクシュアル・ハラスメントセミナー」を開始し、1999年7月からは、社内にセクハラ相談窓口を設置していない企業を対象に、セクシュアル・ハラスメント相談ホットライン「オレンジダイヤル」サービスを提供してきており、ご好評いただいております。

このような状況を背景に、このたびは“企業内相談窓口担当者”向けに「セクシュアル・ハラスメントセミナー」を開催することにいたしました。

ピープルスタッフは、「環境や社会の未来を見つめ、人と企業の幸せな関係づくりを目指し、社会に貢献する」という経営理念のもと、社会のニーズに応える人材総合サービス企業として、お客様企業の企業価値を高める支援を今後とも積極的に展開してまいります。

【参考】「セクシュアル・ハラスメントセミナー」概要

- 日時** : 2003年7月25日(金) 13:30~16:00
会場 : ピープルスタッフ株式会社 7階
〒460-8482 名古屋市中区新栄町1-5 日石栄ビルディング
(地下鉄栄駅5番出口より徒歩約1分)
- 講師** : 石田 路子
(元奈良県桜井市教育委員会人権教育課講師、現在大学講師)
- 内容** : 1. セクシュアル・ハラスメントとは何か
・用語説明
・セクシュアル・ハラスメントが問題化した背景
・概念の定義
2. セクシュアル・ハラスメントの相談窓口
・どのようなケースを
セクシュアル・ハラスメントと言うのか
・どのような相談内容があるのか
・しなくてはならないこと、してはいけないこと
3. 事例研究
・こんなときはどうすればいいのか
- 対象** : 企業におけるセクハラ窓口ご担当者
定員 : 40名
費用 : 無料
申込 : ピープルスタッフ株式会社 研修課
TEL : 052 - 953 - 5012 FAX : 052 - 957 - 1610
締切 : 定員になり次第

【お問合せ先】

総務部ゼネラルマネージャー 平澤 祥一 電話番号 052-953-5339

以上